

データエントリ（経営規模等評価申請書総合評定値請求書）業務委託契約書（案）

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、経営規模等評価申請書総合評定値請求書データ入力業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第2条 乙は、前条の委託業務について、別紙仕様書及び甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月20日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本契約に基づく委託料は、別表の委託料単価表により算出した額とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、その全部を免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。

（機密の保持）

第8条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

（1）秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

（2）秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞

なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況に関し調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更)

第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(納品及び検査)

第12条 乙は、甲が定める期日までに甲が指定した場所に甲が指定する媒体を納品しなければならない。

2 甲は、前項の媒体を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に修正を行い、甲の検査を受けなければならない。

4 乙は、天災地変、その他その責に帰しがたい事由により、甲が指定する委託期間内に契約を履行することができないときは、甲は、乙の申し出により、納入期間を延期することができる。

(委託料の支払い)

第13条 乙は、前条の規定による検査又は再検査に合格したときは、所定の手続きに従い請求を行うものとする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延賠償)

第 14 条 甲は、乙がその責に帰すべき事由により、契約の履行を遅延した場合には、第 4 条に規定する委託料から委託期間内に履行した既納部分の金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年 3. 0 パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 15 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項第 1 号の場合の他、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

3 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(協議)

第 16 条 この契約に定めのない事項について約定する必要が生じたとき又はこの契約について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

別表

委託料単価表

業 務 名	規 格	契約単価
経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	1 件につき	(うち消費税及び地方消費税 円)

ただし、契約単価に10/110を乗じて得た額が取引に係る消費税及び地方消費税額である。

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。

(2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。

(3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置

イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置

ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置

(4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。

(5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。

(6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返還、廃棄及び消去)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面（様式2））を甲に提出しなければならない。また、第1項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式2）により報告しなければならない。

6 乙は、委託業務完了後も第1項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式3）により申請の上、甲の書面（様式4）

による承認を受けなければならない。

7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式1）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。

2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

(1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報

- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査（書面）報告書（様式5）により監査、調査等（以下「実地検査」という。）をするものとする。

3 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

(1) 乙がプライバシーマーク又はISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））の認証を取得している場合

(2) 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合

(3) 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合

(4) 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合

(5) 乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う

個人情報の人数が100人未満の場合

- (6) 契約期間が1箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

(様式1 第6条及び第9条関係)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る作業場所及び業務
責任者・従事者の報告（変更）について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密保持及び個人情報
保護に関する特記事項第6条第4項及び第9条第1項に基づき、機密情報・個
人情報を取り扱う作業場所、業務責任者及び業務従事者について、下記のと
おり報告します。

記

1 作業場所

--

2 業務責任者

所属・役職	氏名	連絡先

3 業務従事者

所属・役職	氏名

(様式2 第7条関係)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る
機密情報・個人情報の廃棄・消去について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第7条第5項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 甲に帰属する機密情報・個人情報の取扱いの有無 (有 ・ 無)

2 機密情報・個人情報について下記のとおり廃棄・消去

	内容	備考
情報項目		
媒体名		
数量		
廃棄・消去の方法		
責任者		
廃棄・消去年月日		

※1が「無」の場合、2の記載は不要

※廃棄・消去を外部に委託した場合は、その証明書を必ず添付すること。

(様式3)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密情報・個人情報について、下記のとおり引き続き保有・利用したいため、申請します。

記

1 継続保有・利用 の理由	
2 情報項目	
3 業務責任者・作 業場所(予定)	
4 保有・利用の継 続期間(予定)	

※記載内容は、契約内容に応じて適宜修正すること。

(様式4)

年 月 日

委託業者名 様

大分県知事

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けにて申請のあった上記の件については承認します。

機密情報・個人情報の取扱いについては「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要且つ適正な措置を講ずるようお願いします。

なお、機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、特記事項第7条第2項に基づき、速やかに機密情報・個人情報を廃棄又は消去し、同条第5項に基づき、廃棄又は消去した旨の証明書を提出するようお願いします。

別紙 1 ①ソースデータレイアウト (R8. 6月までの申請分)

4. 経営ソースデータレイアウト
 (1) 経営事項審査申請書 ソースデータレイアウト

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 0 1	X	2	-	“01” 固定
2		申請年月日	X	6	-	
3	1	申請年月日	X	6	-	
4		整理番号等	X	8	-	
5	2	項番 0 2	X	2	-	“02” 固定
6		大臣・知事コード	X	2	-	“00” ~ “47”
7	2	申請時の許可番号	X	6	-	
8		許可年月日	X	6	-	
9	3	項番 0 3	X	2	-	“03” 固定
10		大臣・知事コード	X	2	-	“00” ~ “47”
11	3	前回の申請時の許可番号	X	6	-	
12		許可年月日	X	6	-	
13	4	項番 0 4	X	2	-	“04” 固定
14		審査基準日	X	6	-	
15	5	項番 0 5	X	2	-	“05” 固定
16		申請等の区分	X	1	-	1: 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 2: 経営規模等評価の申請 3: 総合評定値の請求 4: 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 5: 経営規模等評価の再審査の申立

通番	コード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
17		項目 0 6	X	2	-	“06” 固定 処理の区分の左欄 00: 12か月ごとに決算を完了した場合 01: 6か月ごとに決算を完了した場合 02: 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 03: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 04: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前に申請する場合
18			X	2	-	処理の区分の右欄 10: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 11: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき 12: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 13: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき 14: 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日まで期間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日まで期間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日まで期間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき 15: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 16: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 17: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 18: 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 19: 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき 20: 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前に申請する場合 21: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合 22: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合
19	6	処理の区分	X	2	-	
20		項目 0 7	X	2	-	“07” 固定
21		法人又は個人の別	X	1	-	1: 法人 2: 個人
22	7	資本金額又は出資総額	X	10	-	
23		法人番号	X	13	-	
24		項目 0 8	X	2	-	“08” 固定
25	8	商号又は名称のフリガナ	N	40	-	
26		項目 0 9	X	2	-	“09” 固定
27	9	商号又は名称	N	40	-	
28		項目 1 0	X	2	-	“10” 固定
29	10	代表者又は個人の氏名のフリガナ	N	20	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
30		項目 1 1	X	2	-	"11" 固定
31	11	代表者又は個人の氏名	N	20	-	
32		項目 1 2	X	2	-	"12" 固定
33	12	主たる営業所の所在地市区町村コード	X	5	-	
34		項目 1 3	X	2	-	"13" 固定
35	13	主たる営業所の所在地	N	40	-	
36		項目 1 4	X	2	-	"14" 固定
37	14	郵便番号	X	7	-	
38		電話番号	X	13	-	市外局番、局番、番号は「-」（ハイフン）でつなぐ
39		項目 1 5	X	2	-	"15" 固定
40	15	許可を受けている建設業	X	1	×29	空白又は0:無 1:一般 2:特定
41		項目 1 6	X	2	-	"16" 固定
42	16	経営規模等評価対象建設業	X	1	×29	空白又は0:審査対象外 9:審査対象
43		項目 1 7	X	2	-	"17" 固定
44	17	自己資本額	X	10	-	
45		審査対象	X	1	-	1:基準決算 2:2期平均
46		項目 1 8	X	2	-	"18" 固定
47	18	利益額 (2期平均)	X	10	-	
48		項目 1 9	X	2	-	"19" 固定
49	19	技術職員数	X	6	-	
50		項目 2 0	X	2	-	"20" 固定
51	20	登録経営状況分析機関番号	X	6	-	

(2) 工事種別完成工事高 ソースデータレイアウト

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項目 3 1 審査対象事業年度の 審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	X	2	-	“31” 固定
2			X	4	-	
3			X	4	-	
4	1	審査対象事業年度	X	4	-	
5			X	4	-	
6			X	4	-	
7	1	計算基準の区分	X	1	-	1: 2年平均 2: 3年平均
8	2	項目 3 2	X	2		“32” 固定
9	2	業種コード	X	3		
10			X	10	×33 (MAX)	
11			X	10		
12	3	審査対象事業年度	X	10		
13			X	10		
14	3	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	X	10	-	“33” 固定
15			X	10	-	
16			X	10	-	
17	3	審査対象事業年度	X	10	-	
18			X	10	-	
19	4	項目 3 4	X	2	-	“34” 固定
20			X	10	-	
21			X	10	-	
22	4	合計	X	10	-	

(3) その他の審査項目 (社会性等) ソースデータレイアウト

通番	コード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 4 1	X	2	-	“41” 固定
2	1	雇用保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
3	2	項番 4 2	X	2	-	“42” 固定
4	2	健康保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
5	3	項番 4 3	X	2	-	“43” 固定
6	3	厚生年金保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
7	4	項番 4 4	X	2	-	“44” 固定
8	4	建設業退職金共済制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
9	5	項番 4 5	X	2	-	“45” 固定
10	5	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	X	1	-	1:有 2:無
11	6	項番 4 6	X	2	-	“46” 固定
12	6	法定外労働災害補償制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
13	7	項番 4 7	X	2	-	“47” 固定
14	7	若年技術職員の継続的な育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
15	8	項番 4 8	X	2	-	“48” 固定
16	8	新規若年技術職員の育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
17	9	項番 4 9	X	2	-	“49” 固定
18	9	CPD単位取得数	X	8	-	
19	9	技術者数	X	6	-	
20	10	項番 5 0	X	2	-	“50” 固定
21	10	技能レベル向上者数	X	6	-	
22	10	技能者数	X	6	-	
23	10	控除対象者数	X	6	-	

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
24		項番 5 1	X	2	-	“51” 固定
25	11	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	X	1	-	1:えるぼし認定 (1段階目) 2:えるぼし認定 (2段階目) 3:えるぼし認定 (3段階目) 4:プラチナえるぼし認定 5:非該当
26		項番 5 2	X	2	-	“52” 固定
27	12	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	X	1	-	1:くるみん認定 2:トライくるみん認定 3:プラチナくるみん認定 4:非該当
28		項番 5 3	X	2	-	“53” 固定
29	13	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	X	1	-	1:ユースメール認定 2:非該当
30		項番 5 4	X	2	-	“54” 固定
31	14	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	X	1	-	審査基準日が令和5年8月14日以降の場合 1:「全ての建設工事で実施」に該当 2:「全ての公共工事で実施」に該当 3:非該当 審査基準日が令和5年8月13日以前の場合 “ ” (半角スペース)
32		項番 5 5	X	2	-	“55” 固定
33	15	営業年数	X	3	-	
34		項番 5 6	X	2	-	“56” 固定
35	16	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	X	1	-	1:有 2:無
36		項番 5 7	X	2	-	“57” 固定
37	17	防災協定の締結の有無	X	1	-	1:有 2:無
38		項番 5 8	X	2	-	“58” 固定
39	18	営業停止処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
40		項番 5 9	X	2	-	“59” 固定
41	19	指示処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
42		項番 6 0	X	2	-	“60” 固定
43	20	監査の受審状況	X	1	-	1:会計監査人の設置 2:会計参与の設置 3:経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 4:無
44		項番 6 1	X	2	-	“61” 固定
45	21	公認会計士等の数	X	4	-	
46		項番 6 2	X	2	-	“62” 固定
47	22	二級登録経理試験合格者の数	X	4	-	

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
48	23	項番 6 3	X	2	-	“63” 固定
49		研究開発費（2期平均）	X	10	-	
50	24	項番 6 4	X	2	-	“64” 固定
51		建設機械の所有及びリース台数	X	3	-	
52	25	項番 6 5	X	2	-	“65” 固定
53		エコアクション21の認証の有無	X	1	-	1:有 2:無
54	26	項番 6 6	X	2	-	“66” 固定
55		ISO9001の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無
56	27	項番 6 7	X	2	-	“67” 固定
57		ISO14001の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無

(4) 技術職員名簿 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し回数	備考
1	1	項番 8 1	X	2	-	“81” 固定
2		頁数	X	3	-	
3	2	項番 8 2	X	2	×30 (MAX)	“82” 固定
4		業種コード 1	X	2		
5	2	有資格区分コード 1	X	3	×30 (MAX)	
6		講習受講 1	X	1		1:有 2:無
7	2	業種コード 2	X	2	×30 (MAX)	
8		有資格区分コード 2	X	3		
9	2	講習受講 2	X	1	×30 (MAX)	1:有 2:無

4. 経営ソースデータレイアウト

(1) 経営事項審査申請書 ソースデータレイアウト

別紙 1 ② ソースデータレイアウト (R8. 7月からの申請分)

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 0 1	X	2	-	"01" 固定
2		申請年月日	X	6	-	
3	1	申請年月日	X	6	-	
4		整理番号等	X	8	-	
5	2	項番 0 2	X	2	-	"02" 固定
6		大臣・知事コード	X	2	-	
7	2	申請時の許可番号	X	6	-	
8		許可年月日	X	6	-	
9	3	項番 0 3	X	2	-	"03" 固定
10		大臣・知事コード	X	2	-	
11	3	前回の申請時の許可番号	X	6	-	"00" ~ "47"
12		許可年月日	X	6	-	
13	4	項番 0 4	X	2	-	"04" 固定
14		審査基準日	X	6	-	
15	5	項番 0 5	X	2	-	"05" 固定
16		申請等の区分	X	1	-	

- 1: 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
- 2: 経営規模等評価の申請
- 3: 総合評定値の請求
- 4: 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
- 5: 経営規模等評価の再審査の申立

通番	コード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
17		項目 0 6	X	2	-	“06” 固定
18						処理の区分の左欄 00: 12か月ごとに決算を完了した場合 01: 6か月ごとに決算を完了した場合 02: 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月を満たさない期間で終了した事業年度について申請する場合 03: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 04: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前に申請する場合
19	6	処理の区分	X	2	-	処理の区分の右欄 10: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 11: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき 12: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 13: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき 14: 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日まで期間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日まで期間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日まで期間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき 15: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 16: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 17: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 18: 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 19: 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき 20: 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前に申請する場合 21: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合 22: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合
20		項目 0 7	X	2	-	“07” 固定
21	7	法人又は個人の別	X	1	-	1: 法人 2: 個人
22		資本金額又は出資総額	X	10	-	
23		法人番号	X	13	-	
24	8	項目 0 8	X	2	-	“08” 固定
25		商号又は名称のフリガナ	N	40	-	
26	9	項目 0 9	X	2	-	“09” 固定
27		商号又は名称	N	40	-	
28	10	項目 1 0	X	2	-	“10” 固定
29		代表者又は個人の氏名のフリガナ	N	20	-	

通番	コード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
30		項目 1 1	X	2	-	“11” 固定
31	11	代表者又は個人の氏名	N	20	-	
32		項目 1 2	X	2	-	“12” 固定
33	12	主たる営業所の所在地市区町村コード	X	5	-	
34		項目 1 3	X	2	-	“13” 固定
35	13	主たる営業所の所在地	N	40	-	
36		項目 1 4	X	2	-	“14” 固定
37	14	郵便番号	X	7	-	
38		電話番号	X	13	-	市外局番、局番、番号は‘-’ (ハイフン) でつなぐ
39		項目 1 5	X	2	-	“15” 固定
40	15	許可を受けている建設業	X	1	×29	空白又は0:無 1:一般 2:特定
41		項目 1 6	X	2	-	“16” 固定
42	16	経営規模等評価対象建設業	X	1	×29	空白又は0:審査対象外 9:審査対象
43		項目 1 7	X	2	-	“17” 固定
44	17	自己資本額	X	10	-	
45		審査対象	X	1	-	1:基準決算 2:2期平均
46		項目 1 8	X	2	-	“18” 固定
47	18	利益額 (2期平均)	X	10	-	
48		項目 1 9	X	2	-	“19” 固定
49	19	技術職員数	X	6	-	
50		項目 2 0	X	2	-	“20” 固定
51	20	登録経営状況分析機関番号	X	6	-	

(2) 工事種別完成工事高 ソースデータレイアウト

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項目 3 1 審査対象事業年度の 審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	X	2	-	"31" 固定
2			X	4	-	
3			X	4	-	
4	1	審査対象事業年度	X	4	-	
5			X	4	-	
6			X	4	-	
7	1	計算基準の区分	X	1	-	1: 2年平均 2: 3年平均
8	2	項目 3 2	X	2		"32" 固定
9	2	業種コード	X	3		
10			X	10	×33 (MAX)	
11			X	10		
12	3	審査対象事業年度	X	10		
13			X	10		
14	3	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	X	10	-	"33" 固定
15			X	10	-	
16			X	10	-	
17	3	審査対象事業年度	X	10	-	
18			X	10	-	
19	4	項目 3 4	X	2	-	"34" 固定
20			X	10	-	
21			X	10	-	
22	4	合計	X	10	-	

(3) その他の審査項目 (社会性等) ソースデータレイアウト

通番	コード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 4 1	X	2	-	“41” 固定
2	1	建設業退職金共済制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
3	2	項番 4 2	X	2	-	“42” 固定
4	2	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	X	1	-	1:有 2:無
5	3	項番 4 3	X	2	-	“43” 固定
6	3	法定外労働災害補償制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
7	4	項番 4 4	X	2	-	“44” 固定
8	4	若年技術職員の継続的な育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
9	5	項番 4 5	X	2	-	“45” 固定
10	5	新規若年技術職員の育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
11	6	項番 4 6	X	2	-	“46” 固定
12	6	CPD単位取得数	X	8	-	
13	7	技術者数	X	6	-	
14	7	項番 4 7	X	2	-	“47” 固定
15	7	技能レベル向上者数	X	6	-	
16	7	技能者数	X	6	-	
17	7	控除対象者数	X	6	-	
18	8	項番 4 8	X	2	-	“48” 固定
19	8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	X	1	-	1:えるぼし認定 (1段階目) 2:えるぼし認定 (2段階目) 3:えるぼし認定 (3段階目) 4:プラチナえるぼし認定 5:非該当
20	9	項番 4 9	X	2	-	“49” 固定
21	9	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	X	1	-	1:くるみん認定 2:トライくるみん認定 3:プラチナくるみん認定 4:非該当
22	10	項番 5 0	X	2	-	“50” 固定
23	10	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	X	1	-	1:ユースエール認定 2:非該当

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
24		項番 5 1	X	2	-	"51" 固定
25	11	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	X	1	-	審査基準日が令和5年8月14日以降の場合 1:「全ての建設工事で実施」に該当 2:「全ての公共工事で実施」に該当 3:非該当 審査基準日が令和5年8月13日以前の場合 " " (半角スペース)
26	12	項番 5 2	X	2	-	"52" 固定
27	12	建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無	X	1	-	1:有 2:無
28	13	項番 5 3	X	2	-	"53" 固定
29		営業年数	X	3	-	
30	14	項番 5 4	X	2	-	"54" 固定
31	14	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	X	1	-	1:有 2:無
32	15	項番 5 5	X	2	-	"55" 固定
33	15	防災協定の締結の有無	X	1	-	1:有 2:無
34	16	項番 5 6	X	2	-	"56" 固定
35	16	営業停止処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
36	17	項番 5 7	X	2	-	"57" 固定
37	17	指示処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
38	18	項番 5 8	X	2	-	"58" 固定
39	18	監査の受審状況	X	1	-	1:会計監査人の設置 2:会計参与の設置 3:経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 4:無
40	19	項番 5 9	X	2	-	"59" 固定
41	19	公認会計士等の数	X	4	-	
42	20	項番 6 0	X	2	-	"60" 固定
43	20	二級登録経理試験合格者の数	X	4	-	
44	21	項番 6 1	X	2	-	"61" 固定
45	21	研究開発費（2期平均）	X	10	-	
46	22	項番 6 2	X	2	-	"62" 固定
47	22	建設機械の所有及びリース台数	X	3	-	

通番	レポート	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
48	23	項番 6.3	X	2	-	“63” 固定
49		エコアクション21の認証の有無	X	1	-	1:有 2:無
50	24	項番 6.4	X	2	-	“64” 固定
51		ISO9001の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無
52	25	項番 6.5	X	2	-	“65” 固定
53		ISO14001の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無

(4) 技術職員名簿 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し回数	備考
1	1	項番 8 1	X	2	-	“81” 固定
2		頁数	X	3	-	
3	2	項番 8 2	X	2	×30 (MAX)	“82” 固定
4		業種コード 1	X	2		
5	2	有資格区分コード 1	X	3	×30 (MAX)	
6		講習受講 1	X	1		1:有 2:無
7	2	業種コード 2	X	2	×30 (MAX)	
8		有資格区分コード 2	X	3		
9	2	講習受講 2	X	1	×30 (MAX)	1:有 2:無

4.3 J I S 第 1 水準～第 4 水準以外で使用できる漢字

J I S 第 1 水準～第 4 水準以外で使用できる漢字を以下に示します。

任	但	佻	倏	倜	倣	糶	冶	夙	尢
U+4EFC	U+4F39	U+4FCD	U+4FFF	U+50F4	U+50D8	U+5164	U+51BE	U+51EC	U+529C
勅	邵	赅	雙	迕	坦	塹	麥	裔	妹
U+52C0	U+5372	U+53DD	U+FA0E	U+5759	U+5765	U+58B2	U+5953	U+5963	U+59BA
崮	齷	鉅	愨	悅	愜	愠	悞	彳	教
U+5CF5	U+5DD0	U+5F21	U+605D	U+6085	U+60DE	U+6120	U+6111	U+6213	U+654E
昂	昂	晴	脞	檄	汰	浯	涖	清	澆
U+663B	U+662E	U+FA12	U+670E	U+6AE2	U+6C6F	U+6D6F	U+6D96	U+6DF8	U+6DF2
洵	狻	珣	肆	琨	瑁	皂	益	礮	礼
U+6E39	U+7324	U+73BD	U+73D2	U+73F5	U+7429	U+7682	U+FA17	U+787A	U+FA18
靖	精	羨	羽	羣	董	螻	諛	赶	赳
U+FA1C	U+FA1D	U+7FA1	U+FA1E	U+83F6	U+856B	U+8807	U+8B53	U+8D76	U+FA23
軌	逸	遼	釵	鈇	鈇	銖	銖	銖	銖
U+8ECF	U+FA25	U+9067	U+91DE	U+9206	U+9277	U+FA27	U+92D5	U+FA28	U+93A4
鏹	鏹	鏹	閒	隄	霍	青	飯	飼	餒
U+93F8	U+9431	U+9448	U+9592	U+FA29	U+9743	U+9751	U+FA2A	U+FA2B	U+9927
館	高	鮫	鶴						
U+FA2C	U+9AD9	U+9BBB	U+FA2D						